

--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
《普通徴収納付期限》 第1期 6月30日、第2期 8月31日、第3期 10月31日、第4期 1月31日、現年度随時期 3月31日
ただし、土曜、日曜及び祝日に当たる場合は、次に到来する平日。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 他の事業所で特別徴収している場合や、課税資料が揃っていない場合、貴事業所で特別徴収できないことがあります。
4. 本届出書の提出期限と特別徴収開始予定日は、下記表のとおりです。届出書の手続きを行った翌月中旬頃、税額通知を発送します。

提出期限(必着)	特別徴収開始月	提出期限(必着)	特別徴収開始月	提出期限(必着)	特別徴収開始月	提出期限(必着)	特別徴収開始月
令和7年4月21日	6月	令和7年7月19日	9月	令和7年10月20日	12月	令和8年1月20日	3月
令和7年5月20日	7月	令和7年8月20日	10月	令和7年11月20日	1月	令和8年2月20日	4月
令和7年6月17日	8月	令和7年9月22日	11月	令和7年12月22日	2月	令和8年3月31日	5月

【提出先】〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1 流山市役所 財政部 市民税課

電子での税額通知の受取希望の場合は、別途「特別徴収税額通知受取方法等変更届出書」を提出してください。また納税義務者用を電子で受取希望の場合は、受給者番号を必ず記載してください。（記載がない場合や不明瞭な場合、流山市で付番します。）

※市町村記入欄	☐ 普徴→特徴 ☐ 差普→特徴 ☐ 転勤 ☐ 月割・期割	処理日 年 月 日 ☐ TEL済(担当 様) ☐ 納入書送付 ☐ 簡易税額通知書送付 ☐ 3号様式送付 ☐ 綴 ☐ 総括表送付 ・口座 有(一括・期別)・無 ・通知書返送 有・無 ・通知書番号() ・ 期～ 期末で納付済
	----- ☐ 抜取簿作成(T・F (理由) ☐ 不要サイン ☐ 差普確認 ☐ 新年度分コピー	入力 /